

木材一次産業事業許可  
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第 : P. 55/Menhut-II/2014

唯一神の加護により、  
インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 政令 2008 年第 3 号で変更した森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号第 106 条、第 107 条第 (4) 項、第 110 条第 (3) 項、第 111 条第 (3) 項、第 112 条第 (3) 項、第 113 条第 (3) 項、第 114 条第 (2) 項、第 115 条第 (2) 項の規定を実施するにあたり、産業事業許可及び拡大許可の申請要件、木材一次産業の義務に関して、林業大臣で定めることが決定された；
- b. 上記 a 項で述べた規定の対応として、木材一次産業事業許可に関する林業大臣規程第 P. 35/Menhut-II/2008 を変更した林業大臣規程第 P. 9/Menhut-II/2009 が定められた；
- c. 実施の評価結果及び現状の進捗を検討した結果、木材一次産業事業許可を再調整する必要がある；
- d. 上記 a 項、b 項、c 項で述べた検討に基づき、木材一次産業事業許可に関する林業大臣を定める必要がある；

ことを考慮し、

1. 生物資源及びその生態系の保全に関する法律 1990 年第 5 号（インドネシア共和国官報 1990 年第 49 号、インドネシア共和国官報補遺第 3419 号）；
2. 林業に関する法律 1999 年第 41 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3888 号）を変更した林業に関する法律 1999 年第 41 号の立法化への変更に関する法律 2004 年第 1 号の決定に関する法律 2004 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412）；
3. 投資に関する法律 2007 年第 25 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 67 号、インドネシア共和国官報補遺第 4724 号）；

4. 環境保護・管理に関する法律 2009 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2009 年第 140 号、インドネシア共和国官報補遺第 5059 号）；
5. 森林破壊の予防及び撲滅に関する法律 2013 年第 18 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 130 号、インドネシア共和国官報補遺第 5432 号）；
6. 森林企画に関する政令 2004 年第 44 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 146 号、インドネシア共和国官報補遺第 4452 号）；
7. 森林保護に関する政令 2004 年第 45 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 147 号、インドネシア共和国官報補遺第 4453 号）を変更した政令 2009 年第 60 号（インドネシア共和国官報 2009 年第 137 号、インドネシア共和国官報補遺第 5056 号）；
8. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 4696 号）を変更した政令 2008 年第 3 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 16 号、インドネシア共和国官報補遺第 4814 号）；
9. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 82 号、インドネシア共和国官報補遺第 4737 号）；
10. 環境許可に関する政令 2012 年第 27 号（インドネシア共和国官報 2012 年第 48 号、インドネシア共和国官報補遺第 5285 号）；
11. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程 2009 年第 47 号を数回を変更した最終版大統領規程 2013 年第 55 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 125 号）；
12. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を数回変更した最終版大統領規程 2014 年第 50/P 号；
13. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 56 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 126 号）；
14. 投資分野における閉鎖的事業分野及び開放的事業分野一覧表に関する大統領規程第 2014 年第 39 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 93 号）；

15. 環境管理計画及び環境モニタリング計画の実施報告書作成要領に関する環境大臣決定 2005 年第 45 号；
16. 環境影響評価が義務付けられている事業及び／又は活動計画の種類に関する環境大臣規程 2012 年第 5 号；
17. 環境文書の作成要領に関する環境大臣規程 2012 年第 16 号；
18. 林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 405 号）を変更した林業大臣第 P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 779）；
19. 森林地区の借用に関する林業大臣規程第 P. 16/Menhut-II/2014（インドネシア共和国官報 2014 年第 327 号）；
20. 林業活動の管理及びモニタリングに関する林業大臣規程第 P. 21/Menhut-II/2014（インドネシア共和国官報 2014 年第 508 号）；

に鑑み、

次を決定する：

決定事項：木材一次産業事業許可に関する林業大臣規程

## 第 1 章

### 一般規定

#### 第 1 条

1. 木材一次産業（Industri Primer Hasil Hutan Kayu（IPHHK））とは、丸太及び／又は小片原料木材を半製品又は製品に加工することを言う。
2. 以降 IPHHBK と略す非木材林産物一次産業（Industri Primer Hasil Hutan Bukan Kayu）とは、非木材の林産物を半製品又は製品に加工することを言う。
3. 丸太及び／又は小片原料木材は、丸太（大、中、小）、小片原料木材、木材廃棄物から構成される。
4. 以降 IUIPHHK と略す木材一次産業事業許可（Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan Kayu）とは、権限を持つ職員より一つの許可保持者に対し、特定の一ヶ所における丸太及び／又は小片原料木材から一つ又は複数種類の製品に加工するための許可のことを言う。
5. 以降 IUIPHBK と略す非木材林産物一次産業事業許可（Izin Usaha Industri Primer Hasil Hutan Bukan Kayu）とは、事業所の土地及び建物を除いて投資全額が 2 億ルピア以上の企業に対して、権限を持つ職員より一つの許可保持者に対し、特定の一ヶ所における非木材林産物を加工するための許可のことを言う。
6. 移動型丸のこ使用許可とは、移動しながら権利林からの丸太を丸のこで加工するサービスへの許可のことを言う。
7. 以降拡大と略す木材一次産業の拡大とは、生産能力の増加及び／又は生産種類の追加のことを言う。

8. 生産種類及び／又は生産能力の構成変更とは、原材料の需要及び合計生産能力を追加せずに生産種類及び／又は生産能力の構成を変更することを言う。
9. 設備更新 (retooling/reengineering) とは、生産能力を増加せずに、故障／劣化かつ不効率の機械の交換、原材料の多様化、廃棄物の活用を目的とした設備の交換又は追加のことを言う。
10. 以降 TDI と略す産業登録証 (Tanda Daftar Industri) とは、事業所の土地及び建物を除いて投資全額が 2 億ルピア未満の小規模産業に対して権限を持つ職員より、一つの許可保持者に対し、特定の一ヶ所における非木材林産物を加工するための許可のことを言う。
11. 生産能力とは、権限を持つ職員からの許可に基づいて、年間に認められている最大の生産数量／能力のことを言う。
12. 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満とは、一ヶ所における一つの許可保持者から一つ又は複数種類の木材一次産業生産物の合計生産能力が年間 6,000 立方メートル未満のことを言う。
13. 生産能力が年間 6,000 立方メートル以上とは、一ヶ所における一つの許可保持者から一つ又は複数種類の木材一次産業生産物の合計生産能力が年間 6,000 立方メートル以上のことを言う。
14. 主要生産設備とは、生産能力に直接影響する特定業種の生産設備のことを言う。
15. 移動型丸のことは、移動しながら使用する有許可の製材主要生産設備のことを言う。
16. 敷地 (Tapak) とは、明確な境界を有する木材一次産業及びその支援設備の敷地のことを言う。
17. 産業企業とは、個人、協同組合、インドネシア民間企業、公営企業、地方公営企業の形をした木材一次産業分野における活動を行う企業のことを言う。
18. 大臣とは、林業関連を担当する大臣のことを言う。
19. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。
20. 局長とは、林産物の加工及び販売を担当する局長のことを言う。
21. 州局とは、州における林業関連を担当する機関のことを言う。
22. 県／市局とは、県／市における林業関連を担当する局のことを言う。
23. センターとは、生産森林活用モニタリングセンター (Balai Pemantauan Pemanfaatan Hutan Produksi (BP2HP)) のことを言う。

## 第 2 条

- (1) 木材林産一次産業の種類は、次から構成する：
  - a. 製材、木材パレット、ベアコアなどを生産する製材産業；
  - b. ベニヤ、合板、LVL、上質合板、竹面合板、ブロック板、セメント板、パーティクルボードなどを生産する合板産業；
  - c. ウッドペレット、木炭、バイオエタノールなどを生産する木質バイオマス型バイオエネルギー産業；
  - d. 木材チップなどを生産する木材型半製品及び製品産業。

- (2) 木材一次産業は、効率性及び競争力を向上するために、ベニヤ、製材、小片木材などの加工材原料を使用することができる。
- (3) 木材一次産業は、合法的供給元からの木材原料を使用して、高度木材産業で開発することができる。
- (4) 非木材林産物一次産業（IPHHBK）は、ラタン、サゴ、ニッパヤシ、竹、樹皮、葉っぱ、果物、種、樹液の加工など、森林から直接回収する非木材林産物の原料を加工するものである。

## 第 2 章 木材一次産業事業許可

### 第 1 部 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可

#### 第 3 条

生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可は、州知事が発行する。

#### 第 4 条

- (1) 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可は、次の者に供与することができる。
  - a. 個人；
  - b. 協同組合；
  - c. 民間企業；
  - d. 国営企業；及び
  - e. 地方公営企業。
- (2) 製材生産能力が年間 2,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可に限り、次の者のみに供与することができる。
  - a. 個人；及び
  - b. 協同組合。
- (3) 上記第（1）項で述べた生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可の申請要件は、次から構成する。
  - a. 申請書及び記入表。フォームは付録 I を参照；
  - b. 印紙付き及び取締役署名の投資金額説明書。フォームは付録 VI を参照；
  - c. 産業場所は県内の場合は県知事、市内の場合は市長による推薦文書／技術的検討書；
  - d. 権限を持つ職員より承認された会社／協同組合の設立証書及びその変更又は個人申請者の場合は身分証明書の写し；
  - e. 納税者番号（NPWP）；
  - f. 環境管理及びモニタリング可能説明書（Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup（SPPL））又は環境許可並びに法令の規定に沿った文書；
  - g. 妨害許可；
  - h. 場所許可；
  - i. 原料供給保証。

- (4) 上記第 (3) 項 h 号で述べた場所許可は、内容が妨害許可の場合もある。
- (5) 製材生産能力年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可申請及びその添付は、州知事に提出し、その写しを大臣、州局長、県知事／市長に配布する。
- (6) 上記第 (3) 項で述べた要件を満たしていない場合、申請が受領されてから 30 就業日以内に、州局長は州知事名義で拒否書を発行する。
- (7) 上記第 (3) 項で述べた要件を満たしている場合、州知事は、申請者に対し、申請を受領してから 60 就業日以内に、木材一次産業事業許可を発行する。

## 第 5 条

- (1) 木材一次産業事業許可保持者は、上記第 4 条で述べた木材一次産業事業許可に基づき、必ず木材一次産業事業許可で定めた期限内に、規定に沿った産業を開発し、毎月州局長に対し工場及び生産設備の工事進捗を、付録 VIII のフォームで報告すること。
- (2) 州局長は、州局、県／市局、センターから構成するチームを形成し、工場及び生産設備工事の実績に関して、現場検証を行い、その結果を検証報告書に記載し、州局長経由で州知事へ報告する。
- (3) 上記第 (2) 項で述べた現場検証に基づき、木材一次産業事業許可保持者が 2 年以内に産業の開発を実現した場合、木材一次産業事業許可は引き続き有効とする。
- (4) 上記第 (2) 項で述べた現場検証に基づき、木材一次産業事業許可保持者が木材一次産業事業許可で定めた期限内で規定に沿った産業の開発を実現していない場合、州知事は、事前に書面での警告書を与えた上で、木材一次産業事業許可を取り消す。
- (5) 許可保持者が上記第 (4) 項で述べた警告書で述べた内容を実行しない場合、30 就業日間隔で、最大 2 回に及び警告書を再発行することができる。

## 第 2 部

### 年間生産能力 2,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可地区外における 移動型丸のこ使用許可

## 第 6 条

地区外における移動型丸のこ使用許可は、県知事／市長が発行する。

## 第 7 条

- (1) 上記第 6 条で述べた丸のこ使用許可は、製材の年間生産能力が 2,000 立方メートル未満の 1 台の移動型丸のこを使用する個人にのみ供与することができる。

- (2) 移動型丸のこ使用許可は、特定県／市における権利林産丸太の加工サービスに適用する。
- (3) 移動型丸のこ使用許可は、1年間有効で、更新することができる。
- (4) 上記第(1)項で述べた移動型丸のこ使用許可の要件は、次から構成する。
  - a. 県知事／市長に対する印紙付き申請書；
  - b. 使用する移動型丸のこのエンジン及び自動車の仕様（タイプ／メーカー／車種）；
- (5) 移動型丸のこ使用許可の申請及びその添付は、県知事／市長に提出し、その写しを州知事及び州局長に配布する。
- (6) 上記第(4)項で述べた要件が満たされていない場合、申請が受領されてから15就業日以内に、県／市局長は県知事／市長名義で拒否書を発行する。
- (7) 上記第(4)項で述べた要件が満たされている場合、県知事／市長は、申請を受領してから30就業日以内に、移動型丸のこ使用許可を発行する。
- (8) 許可保持者は、上記第(7)項で述べた移動型丸のこ使用許可に基づき、許可内で定めた規定に従って必ず使用すること。
- (9) 許可保持者は、県／市局長に対し、翌月の10日までに、必ず原料の使用、原料の原産、製材の生産に関する月次報告書を報告すること。
- (10) 上記第(9)項で述べた原料丸太の使用及び製材の生産は、法令の規定に沿って、林産物の管理化を行いながら実施すること。
- (11) 許可保持者が、許可内で定められた義務及び／又は規程に沿った林産物の管理化を実施しない場合、県知事／市長は、警告書を事前に発行した上で、移動型丸のこ使用許可を取り消すことができる。

### 第3部

#### 生産能力が年間6,000立方メートル以上の木材一次産業事業許可

#### 第8条

- (1) 生産能力が年間6,000立方メートル以上の木材一次産業事業許可は、大臣が発行する。
- (2) 大臣は、上記第(1)項で述べた権限を総局長に委任することができる。

#### 第9条

- (1) 生産能力が年間6,000立方メートル以上の木材一次産業事業許可は、次の者に供与することができる。
  - a. 個人；
  - b. 協同組合；
  - c. 民間企業；
  - d. 国営企業；及び
  - e. 地方公営企業。

- (2) 上記第 (1) 項で述べた生産能力が年間 6,000 立方メートル以上の木材一次産業事業許可の申請要件は、次から構成する。
  - a. 申請書及び記入表。フォームは付録 I を参照；
  - b. 印紙付き及び取締役署名の投資金額説明書。フォームは付録 VI を参照；
  - c. 州知事の推薦文書／技術的検討書
  - d. 県知事／市長の推薦文書／技術的検討書
  - e. 権限を持つ職員より承認された会社／協同組合の設立証書及びその変更又は個人申請者の場合は身分証明書の写し；
  - f. 納税者番号 (NPWP) ；
  - g. 環境許可；
  - h. 妨害許可；
  - i. 場所許可；
  - j. 原料供給保証。
- (3) 上記第 (2) 項 i 号で述べた場所許可は、内容が妨害許可の場合もある。
- (4) 上記第 (2) 項で述べた木材一次産業事業許可申請において、天然林／人工林木材活用事業許可の伐採廃棄物を小片木材に加工する場合、移動型設備を使用することができる。
- (5) 移動型設備の使用明細は、上記第 (2) 項 a 号で述べた申請書に内訳を記載する。
- (6) 年間生産能力 6,000 立方メートル以上の木材一次産業事業許可申請及びその添付は、大臣に提出し、その写しを工業担当大臣、州知事、県知事／市長に配布する。
- (7) 上記第 (5) 項で述べた林業大臣に対する申請は、オンライン林業担当の認可情報サービス窓口にて申請する。

#### 第 4 部

#### 生産能力が年間 6,000 立方メートル以上の木材一次産業事業許可申請の審査

#### 第 10 条

- (1) 上記第 9 条第 (2) 項で述べた要件が不完全な場合、総局長は大臣の名義で拒否書を発行する。
- (2) 上記第 9 条第 (2) 項で述べた要件が完全な場合、総局長は、局長を通じて、要件の完全性に対する技術確認／レビューを行う。
- (3) 局長は、技術確認／レビューの結果、申請者からの説明が必要な場合、申請者に直接説明するように依頼をすることができる。
- (4) 上記第 (2) 及び第 (3) 項で述べた要件の完全性に対する技術確認／レビュー及び説明の結果、要件を満たしていないと判断した場合、総局長は、大臣の名義で拒否書を発行する。



- (5) 上記第(2)項及び第(3)項で述べた技術確認／レビュー及び説明の結果、要件を満たしたと判断した場合、総局長は、官房長経由で大臣に対し、付録 III のフォームで木材一次産業事業許可供与に関する林業大臣決定案を添付したレビュー結果を報告する。
- (6) 官房長は、上記第(5)項で述べたレビュー結果及び林業大臣決定案について、30 就業日以内に大臣へ提出すること。
- (7) 大臣は、官房長からの報告を受領してから 30 就業日以内に、木材一次産業事業許可決定書を発行する。
- (8) 木材一次産業事業許可保持者は、上記第 7 条で述べた木材一次産業事業許可に基づき、産業事業許可で定めた期限内に、規定に沿った産業を開発し、毎月局長に対し工場及び生産設備の工事進捗を、付録 VIII のフォームで報告すること。
- (9) 総局長は、工場及び生産設備工事の実績に関する現場検証を行うためのチームを指名し、検証結果を検証報告書に記載する。
- (10) 上記第(9)項で述べた現場検証に基づき、木材一次産業事業許可保持者が 2 年以内に産業の開発を実現した場合、木材一次産業事業許可は引き続き有効とする。
- (11) 上記第(9)項で述べた現場検証に基づき、木材一次産業事業許可保持者が木材一次産業事業許可で定めた期限内で規定に沿った産業の開発を実現していない場合、大臣は、書面での警告を与えた後に、木材一次産業事業許可を取り消す。
- (12) 許可保持者が上記第(11)項で述べた書面での警告で述べた義務を果たさない場合、30 就業日間隔で、最大 2 回に及び警告書を再発行することができる。

### 第 3 章

#### 木材一次産業事業許可の拡大許可

#### 第 1 部

#### 一般

#### 第 11 条

- (1) 木材一次産業事業許可保持者は、産業用原料仕入計画 (RPBBI) を変更し、民有林／農園、人工林木材利用事業許可保持者及び天然林木材利用事業許可保持者からの原料を追加することで、拡大許可を申請せずに、許可された生産能力の 30%まで生産活動を拡大することができる。
- (2) 上記第(1)項で述べた木材一次産業事業許可保持者は、必ず次の者に報告すること。
  - a. 生産能力が年間 6,000 立方メートル以上の場合、総局長を代表する局長；又は
  - b. 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の場合、州局長。
- (3) 木材一次産業事業許可保持者は、与えられた生産能力の 30%を超える生産拡大をする場合、必ず拡大許可を申請すること。

- (4) 木材一次産業事業許可保持者は、拡大許可を通じて、同じ場所及び／又は同じ郡（kecamatan）において、業種を追加することができる。申請は次の者に提出する。
- a. 林業大臣を代表する生産能力が年間 6,000 立方メートル以上の場合、総局長；
  - b. 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の場合は、州知事。

**第 2 部**  
**合計生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の**  
**木材一次産業事業許可の拡大許可**

**第 12 条**

- (1) 合計生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可の拡大許可に対する申請要件は、次から構成する。
- a. 申請書及び記入表。フォームは付録 II を参照；
  - b. 印紙付き及び取締役署名の投資金額説明書。フォームは付録 VI を参照；
  - c. 拡大が以前許可された活動敷地と直接関連する場所で拡大をする場合は、環境許可の変更
  - d. 拡大が以前許可された活動敷地と直接関連しない場所で拡大をする場合は、環境許可又は環境管理及びモニタリング可能説明書（SPPL）；
  - e. 有効な木材合法性証明書；
  - f. 原料供給保証；
  - g. 拡大場所は、最初の産業と同じ郡に存在。
- (2) 合計生産能力年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可の拡大許可の申請は、州知事に提出し、その写しを大臣及び県知事／市長に配布する。
- (3) 上記第（1）項で述べた要件が満たされない場合、申請が受領されてから 30 就業日後までに、州局長は州知事名義で拒否書を発行する。
- (4) 上記第（1）項で述べた要件が満たされた場合、州知事に申請が受領され、完全と認められてから 60 就業日後までに、州知事は拡大許可を発行し、その写しを大臣及び県知事／市長に配布する。
- (5) 許可保持者は、上記第（4）項で述べた拡大許可に基づき、必ず拡大許可で定めた期限内に、規定に沿った産業を開発し、毎月州局長に対し産業拡大の実績を、付録 VIII のフォームで報告すること。
- (6) 州局長は、州局、県／市局、センターから構成するチームを形成し、工場及び生産設備工事の実績について、現場検証を行い、その結果を検証報告書で記載し、州局長経由で州知事へ報告する。
- (7) 上記第（6）項で述べた現場検証に基づき、拡大許可保持者が 1 年以内に産業の拡大を実現した場合、拡大許可は引き続き有効とする。
- (8) 上記第（6）項で述べた現場検証に基づき、許可保持者が拡大許可で定めた期限内で規定に沿った産業の開発を実現していない場合、州知事は、事前に書面での警告を与えた後、拡大許可を取り消す。

- (9) 許可保持者が上記第(8)項で述べた警告書で述べた内容を実行しない場合、30 就業日間隔で、最大2回に及び警告書を再発行することができる。

**第3部**  
**合計生産能力が年間6,000立方メートル以上の**  
**木材一次産業事業許可の拡大許可**

**第13条**

- (1) 合計生産能力が年間6,000立方メートル以上の木材一次産業事業許可の拡大許可は、大臣が発行する。
- (2) 合計生産能力が年間6,000立方メートル以上の木材一次産業事業許可の拡大許可に対する申請要件は、次から構成する。
- a. 申請書及び記入表。フォームは付録IIを参照；
  - b. 印紙付き及び取締役署名の投資金額説明書。フォームは付録VIを参照；
  - c. 拡大が以前許可された活動敷地と直接関連する場所で拡大をする場合は、環境許可の変更；
  - d. 拡大が以前許可された活動敷地と直接関連しない場所で拡大をする場合は、環境許可又は環境管理及びモニタリング可能説明書(SPPL)；
  - e. 有効な木材合法性証明書；
  - f. 原料供給保証；
  - g. 拡大場所は、最初の産業と同じ郡に存在。
- (3) 上記第(1)項で述べた木材一次産業事業許可の拡大許可申請において、天然林／人工林木材利用事業許可の伐採廃棄物を小片木材に加工する場合、移動型設備を使用することができる。
- (4) 移動型設備の使用明細は、上記第(2)項a号で述べた申請書に内訳を記載する。
- (5) 年間生産能力6,000立方メートル以上の木材一次産業事業許可の拡大申請は、大臣に提出し、その写しを工業担当大臣、州知事、県知事／市長に配布する。

**第4部**  
**木材一次産業事業許可の拡大許可の審査**

**第14条**

- (1) 上記第13条第(2)項で述べた要件が不完全な場合、総局長は大臣の名義で拒否書を発行する。
- (2) 上記第13条第(2)項で述べた要件が完全な場合、総局長は、局長を通じて、要件の完全性に対する技術確認／レビューを行う。この場合は、審査チームを形成することができる。
- (3) 上記第(2)項で述べた審査チームは、総局長が形成し、主要業務及び関連機能に沿ったメンバーから構成する。
- (4) 上記第(2)で述べた要件の完全性に対する技術確認／レビューの結果、要件を満たしていないと判断した場合、総局長は、大臣の名義で拒否書を発行する。

- (5) 上記第(2)項で述べた技術確認／レビューの結果、要件を満たしたと判断した場合、総局長は、官房長経由で大臣に対し、付録 IV のフォームで木材一次産業事業許可の拡大許可に関する林業大臣決定案を添付したレビュー結果を報告する。
- (6) 官房長は、上記第(5)項で述べた技術レビュー結果及び林業大臣決定案について、30 就業日以内に大臣へ提出すること。
- (7) 大臣は、官房長からの報告を受領してから 30 就業日以内に、木材一次産業事業許可の拡大許可を発行する。
- (8) 許可保持者は、上記第(7)項で述べた拡大許可に基づき、必ず拡大許可で定めた期限内に、規定に沿った産業の拡大を行い、毎月総局長に対し産業拡大の実績を、付録 VIII のフォームで報告し、その写しを州局長及びセンター長に配布する。
- (9) 局長は、産業拡張実績の現場検証を行うためにチームを指名し、検証結果を検証報告書に記載し、総局長経由で大臣に提出する。
- (10) 上記第(9)項で述べた現場検証に基づき、許可保持者が 1 年以内に産業の拡大を実現した場合、拡大許可は引き続き有効とする。
- (11) 上記第(9)項で述べた現場検証に基づき、許可保持者が拡大許可で定めた期限内で規定に沿った産業の開発を実現していない場合、大臣は、事前に書面での警告を与えた後、拡大許可を取り消す。
- (12) 許可保持者が上記第(11)項で述べた警告書で述べた内容を実行しない場合、30 就業日間隔で、最大 2 回に及び警告書を再発行することができる。

## 第 4 章 非木材林産物一次産業事業許可

### 第 15 条

- (1) 非木材林産物一次産業企業は、必ず産業登録証 (TDI) 又は産業事業許可 (IUI) を所有すること。
- (2) 非木材林産物一次産業企業の設立又は拡大において、必ず産業事業許可又は拡大許可を所有すること。
- (3) 産業登録証の分類に含まれる非木材林産物一次産業は、次の者のみに供与することができる。
  - a. 個人；又は
  - b. 協同組合。
- (4) 上記第(1)項で述べた産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業は、次の者のみに供与することができる。
  - a. 個人；
  - b. 協同組合；
  - c. 民間企業；
  - d. 地方公営企業；
  - e. 国営企業。

- (5) 上記第(3)項で述べた産業登録証の分類に含まれる非木材林産物一次産業に対する事業許可の供与要件は、次の通りである。
  - a. 個人の場合、身分証明書の写し、土地に関する説明書(自己所有/賃貸)、納税者番号、使用する建物に関する許可/説明書、労働者の一覧表;
  - b. 協同組合の場合、権限を持つ職員より承認された協同組合の設立証書及びその変更、土地に関する説明書(自己所有/賃貸)、納税者番号、使用する建物に関する許可/説明書、労働者の一覧表。
- (6) 上記第(4)項で述べた産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業に対する事業許可の供与要件は、次の通りである。
  - a. 申請書及び記入表。フォームは付録Iを参照;
  - b. 会社/協同組合の設立証書又は個人の場合は、身分証明書の写し;
  - c. 環境管理及びモニタリング可能説明書(SPPL)又は環境許可並びに法令の規定に沿った文書;
  - d. 納税者番号(NPWP);
  - e. 妨害許可;
  - f. 場所許可;
  - g. 原料供給保証。
- (7) 上記第(6)項f号で述べた場所許可は、内容が妨害許可の場合もある。
- (8) 産業登録証又は産業事業許可は、県知事/市長に申請し、その写しを局長及び州局長に配布する。
- (9) 上記第(5)項又は第(6)項で述べた要件が満たされていない場合、申請が受領されてから30就業日後までに、県/市局長は、拒否書を発行する。
- (10) 上記第(5)項又は第(6)項で述べた要件が満たされている場合、県知事に申請が受領され、完全と認められてから60就業日後までに、県知事/市長は産業事業許可に関する決定又は登録証を発行し、その写しを大臣及び州知事に配布する。
- (11) 許可保持者は、上記第(10)項で述べた産業登録証又は産業事業許可に基づき、産業登録証又は産業事業許可で定めた期限内に、規定に沿った工場及び生産設備の工事を行い、毎月県/市局長に対し工場及び生産設備の工事進捗を、付録VIIIのフォームで報告すること。
- (12) 県/市局長は、産業事業の工事实績に対する現場検証を行うために、チームを指名し、検証結果を検証報告書に記載し、県/市局長経由で県知事/市長に提出する。
- (13) 上記第(12)項で述べた現場検証に基づき、産業登録証又は産業事業許可保持者が産業登録証又は産業事業許可に定めた期限内で、規定に沿った産業の開発を実現した場合、産業登録証又は産業事業許可は、引き続き有効とする。
- (14) 上記第(12)項で述べた現場検証の結果に基づき、許可保持者が産業登録証又は産業事業許可に定められた期間内で、規定に沿った産業の開発を実現していない場合、30就業日間隔で最大3回に及ぶ県/市局長が県知事/市長名義で発行し、写しを局長及び州局長に配布する書面での警告を与えた後、県知事/市長は産業登録証又は産業事業許可を取り消す。

## 第 5 章 非木材林産物一次産業事業許可の拡大許可

### 第 16 条

- (1) 産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可保持者は、拡大許可の申請をせずに、許可された生産能力の 30%まで生産活動を拡大することができる。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた産業登録証又は産業事業許可保持者は、必ず県知事／市長に報告すること。
- (3) 産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可保持者は、与えられた生産能力の 30%を超える生産拡大をする場合、必ず拡大許可を申請すること。
- (4) 産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可保持者は、拡大許可を通じて、同じ場所及び／又は同じ郡において、県知事／市長へ申請することにより、業種を追加することができる。

### 第 17 条

- (1) 非木材林産物一次産業事業拡大許可の申請要件は、次の通りである。
  - a. 申請書及び記入表。フォームは付録 II を参照；
  - b. 有効な法令に沿った環境許可；
  - c. 拡大場所は、最初の産業と同じ郡に存在すること；
  - d. 原料供給保証。
- (2) 拡大許可は、県知事／市長に申請し、その写しを局長及び州局長に配布する。
- (3) 上記第 (1) 項で述べた要件が満たされていない場合、申請が受領されてから 30 就業日後までに、県／市局長は拒否書を発行する。
- (4) 上記第 (1) 項で述べた要件が満たされている場合、県知事／市長に申請が受領され、完全と認められてから 60 就業日後までに、県知事／市長は産業事業許可の非木材林産物一次産業事業許可の拡大に関する決定又は登録証を付録 IV のフォームで発行し、その写しを林業大臣及び州知事に配布する。
- (5) 許可保持者は、上記第 (4) 項で述べた拡大許可に基づき、必ず拡大許可で定めた期限内に、規定に沿った産業事業の拡大を実現し、毎月県／市局長に対し産業拡大の進捗を報告すること。
- (6) 県／市局長は、産業事業の拡大実績に対する現場検証を行うために、チームを指名し、検証結果を検証報告書に記載し、県／市局長経由で県知事／市長に提出する。
- (7) 上記第 (6) 項で述べた現場検証に基づき、許可保持者が拡大許可で定めた期限内で規定に沿った産業事業の拡大を実現した場合、拡大許可は、引き続き有効とする。

- (8) 上記第(6)項で述べた現場検証の結果に基づき、許可保持者が拡大許可に定められた期間内で、規定に沿った産業事業の拡大を実現していない場合、30就業日間隔で最大3回に及び県/市局長が県知事/市長名義で発行し、写しを局長及び州局長に配布する書面での警告を与えた後、県知事/市長は産業登録証又は産業事業許可を取り消す。

## 第6章 木材一次産業事業許可の有効期限

### 第18条

- (1) 木材一次産業事業許可及び木材一次産業事業許可の拡大許可、産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可及び産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可の拡大許可は、当該産業が稼働する限り、有効とする。
- (2) 上記第(1)項で述べた稼働とは、少なくとも3年に1回の評価結果に基づき、業者が継続的に生産をしていることを言う。
- (3) 木材一次産業は、次の場合に稼働していないとみなす。
- a. 業者が3年以上生産を行っていない；
  - b. 業者が権限を持つ職員より倒産と定められた；
  - c. 木材一次産業事業許可が許可保持者より許可供与者に返却された。
- (4) 上記第(2)項で述べた評価の要領規定は、大臣規程で定める。
- (5) 上記第(4)項で述べた評価結果は、検証報告書で記載し、許可供与者に報告する。
- (6) 許可供与者は、評価結果に基づき、木材一次産業事業許可及び木材一次産業事業許可の拡大許可、産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可及び産業登録証又は産業事業許可の分類に含まれる非木材林産物一次産業事業許可の拡大許可を取り消すことができる。

## 第7章 生産種類の構成変更、生産能力の縮小、設備更新

### 第1部 生産種類の構成及び/又は生産能力の変更

#### 第19条

- (1) 木材一次産業事業許可保持者は、原料の需要及び/又は合計生産能力を変更せずに、生産種類の構成及び/又は生産能力の変更を次の者に申請することにより行うことができる。
- a. 年間生産能力が6,000立方メートル以上の木材一次産業の場合は、局長；
  - b. 年間生産能力が6,000立方メートル未満の木材一次産業の場合は、州局長；
  - c. 非木材林産物一次産業事業の場合は、県/市局長。
- (2) 局長又は州局長または県知事/市長は、上記第(1)項で述べた申請に基づき、申請者に対し、毎月の実績進捗報告書を提出することを義務付け、生産種類の構成及び/又は生産能力の変更を直ちに行うように、通知書を発行する。

- (3) 局長又は州局長または県知事／市長は、上記第（2）項で述べた実績進捗報告書に基づき、生産種類の構成及び／又は生産能力の変更に関する現場検証を行うためのチームを指名し、検証結果を検証報告書に記載し、局長又は州局長または県／市局長に報告する。
- (4) 局長又は州局長または県知事／市長は、現場検証の結果に基づき、生産種類の構成及び／又は生産能力の変更承認を発行する。

## 第 2 部 生産能力の縮小

### 第 20 条

木材一次産業事業許可保持者は、生産能力の削減及び／又は産業種類の削減により、生産能力を縮小するために、許可供与者に申請をすることができる。

### 第 21 条

- (1) 木材一次産業事業許可保持者が、上記第 20 条で述べた生産能力の縮小をする場合、必ず次の者に申請すること。
  - a. 年間生産能力が 6,000 立方メートル以上の木材一次産業の場合は、局長；
  - b. 年間生産能力が 6,000 立方メートル未満の木材一次産業の場合は、州局長；
  - c. 非木材林産物一次産業事業許可の場合は、県／市局長。
- (2) 上記第（1）項で述べた職員は、上記第 20 条で述べた申請に基づき、木材一次産業事業許可保持者に対し、生産能力の縮小を直ちに行えるように通知書を発行し、木材一次産業事業許可保持者は、生産能力の縮小実績を報告すること。
- (3) 局長又は州局長または県／市局長は、上記第（2）項で述べた実績報告書に基づき、生産能力の縮小に関する現場検証を行うためのチームを指名し、検証結果を検証報告書に記載し、局長又は州局長または県／市局長に報告する。
- (4) 局長又は州局長または県／市局長は、現場検証の結果に基づき、生産能力の縮小承認を発行する。

## 第 3 部 設備更新(Reengineering)

### 第 22 条

- (1) 設備更新(reengineering)は、次の場合行うことができる。
  - a. 産業の効率性及び生産性を向上する目的とした、故障／劣化かつ不効率の機械の交換；
  - b. 産業原料の多様化を目的とした、機械の交換又は追加；
  - c. 生産廃棄物の削減又は活用を目的とした、機械の交換又は追加。



- (2) 主要生産設備の設備更新を行う木材一次産業事業許可保持者は、必ず次に対し、申請すること。
  - a. 年間生産能力が6,000立方メートル以上の木材一次産業の場合は、局長；
  - b. 年間生産能力が6,000立方メートル未満の木材一次産業の場合は、州局長；
  - c. 非木材林産物一次産業の場合は、県／市局長。
- (3) 上記第(2)項で述べた主要生産設備とは、生産能力に直接影響する木材一次産業の生産設備のことを言う。
- (4) 設備更新の申請が、天然林／人工林木材利用事業許可の伐採廃棄物を、上記第(1)項 b 号で述べた木材チップに加工するための場合、移動型設備を使用することができる。
- (5) 局長又は州局長または県／市局長は、上記第(2)項で述べた設備更新申請書に基づき、木材一次産業事業許可保持者に対し、設備更新を直ちに行えるように通知書を発行し、木材一次産業事業許可保持者は、毎月設備更新実績を報告すること。
- (6) 申請者は、主要生産設備の追加／交換により、投資額の増減が発生した場合、設備更新申請の要件の一つとして、必ず当該投資額の変更について説明すること。
- (7) 局長又は州局長または県／市局長は、上記第(4)項で述べた設備更新実績報告書に基づき、設備更新に関する現場検証を行うためのチームを指名し、検証結果を検証報告書に記載し、局長又は州局長または県／市局長に報告する。
- (8) 局長又は州局長または県／市局長は、現場検証の結果に基づき、生産の能力を増加しない限り、付録VIIのフォームで、設備更新承認を発行する。

## 第8章

### 木材利用事業許可 (IUPHHK) 区域内における 木材一次産業事業許可 (IUIPHHK)

#### 第23条

- (1) 競争力を高めるために、木材一次産業事業許可は、木材利用事業許可作業区域内において供与することができる。
- (2) 上記第(1)項で述べた木材一次産業事業許可は、高度産業と統合して開発することができる。
- (3) 上記第(2)項で述べた高度産業は、必ず、
  - a. 上記第(1)項で述べた木材一次産業より高度に加工すること；及び
  - b. 木材一次産業の敷地内に位置すること。
- (4) 木材利用事業許可作業区域内における木材一次産業事業許可は、木材利用事業許可が有効かつ持続的生産森林管理の性能評価が良い限り、供与することができる。

## 第 24 条

- (1) 上記第 23 条で述べた木材利用事業許可作業区域内における木材一次産業事業許可保持者は、次の規定で、作業区域内における移動型木材加工設備を使用することができる。
  - a. 天然林木材利用事業許可作業区域内における木材一次産業事業許可の場合は、当年年次作業計画に沿った伐採廃棄物を加工すること。
  - b. 人工林木材利用事業許可作業区域内における木材一次産業事業許可の場合は、当年年次作業計画に沿った木材及び／又はその廃棄物を加工すること。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた移動型設備の種類は、移動型帯のこ又は移動型丸のこ及び／又は移動型ロータリーピーラー又は移動型スライサー及び／又は移動型チップパーなどである。
- (3) 上記第 (1) 項で述べた加工は、木材及び／又は伐採廃棄物が、法令の規定に沿った林産物の管理化を実施した場合に、行うことができる。

## 第 9 章

### 木材一次産業事業許可保持者の権利、義務、禁止事項

## 第 25 条

各木材一次産業事業許可保持者は、次の権利を有する。

- a. 事業を行うための確実性を得る権利。
- b. 政府又は地方政府からのサービスを得る権利。

## 第 26 条

- (1) 木材一次産業事業許可保持者の義務は、
  - a. 所有する許可に沿って産業事業を行うこと；
  - b. 許可された生産能力の 30%を超える生産拡大をする場合、拡大許可を申請すること；
  - c. 毎年産業用原料仕入計画（RPBBI）を作成し、木材合法性証明書の写し又は証明書が取得中の場合、木材合法性検証機関との認定契約書の写しを添付したうえで、総局長に提出すること；
  - d. 仕入実績及び原料の使用並びに生産の月次報告書を作成し、提出すること；
  - e. 丸太移動報告書（LMKB）又は非木材林産物移動報告書（LMHHBK）を作成し、提出すること；
  - f. 林産加工材移動報告書（LMHHO）を作成し、提出すること；
  - g. 許可供与者及び木材一次産業の指導及び開発を担当する機関に対して、活動及び産業結果を定期的に報告すること；
  - h. 有資格林産物計測及び試験員を有する及び／又は雇用すること；
  - i. 会社の名前、住所、責任者などに変更があった場合、変更の 1 ヶ月後までに、書面での通知を提出すること。
  - j. 非天然林（人工林、民有林、農園）からの木材原料の使用の向上、人工林及び民有林開発から原料を調達する際の地域住民との協力又はパートナーシップの実施、伐採 1 本に対し、急成長する種類の樹木の苗を 5～10 本提供する比率で、積極的に地

- 域住民に対して植林又は苗提供の支援を行うことなどによる、供給と需要のバランス及び原料源の持続性を維持するための取り組みを行うこと；
- k. 生産能力に沿って木材合法性証明書を調整する／手続きを行うこと；
  - l. 原料供給保証を満たすために、産業の取引先となった民有林の木材合法性証明書の取得を支援すること；
  - m. 持続的生産森林管理証明書（S-PHPL）又は木材合法性証明書（S-LK）又は供給者適合宣言を有する原料及び／又は製品を使用すること；
  - n. 供給者適合宣言の木材を使用する場合、使用する原料の合法性を確認するために、必ず供給者適合文書発行者に対して確認をすること。
- (2) 上記第（1）項 c 号で述べた産業用原料仕入計画の作成及び提出の要領規定は、大臣規定で定める。

## 第 27 条

木材一次産業事業許可保持者は、次の事項を禁止する。

- a. 許可供与者の承認なしで、他者に許可を譲渡すること；
- b. 許可なしで産業事業を拡大すること；
- c. 許可なしで産業事業の場所を移動すること；
- d. 環境基準を超える汚染及び破壊を発生する活動を行うこと；
- e. 不法な原料源からの林産物原料を受け取る、保管、加工すること；
- f. 供与された許可に沿っていない産業活動を行うこと。

## 第 10 章 指導及び監視

### 第 28 条

- (1) 指導及び監視は、次の者が行う。
- a. 非木材林産物活用事業許可の場合は、県／市局長。
  - b. 生産能力が年 6,000 m<sup>3</sup> 未満の産業の場合、州局長。
  - c. 生産能力が年間 6,000 m<sup>3</sup> 以上の産業の場合は、局長。
- (2) 上記第（1）項で述べた指導及び監視結果に基づき、行政違反があった場合、有効な法令の規定に沿って対応する。

## 第 11 章 木材一次産業事業許可の変更（追加）

### 第 29 条

- (1) 木材一次産業事業許可の変更（追加）は、許可保持者の会社名の変更により、許可保持者の法人を変更又は変更せずに行うことができる。
- (2) 変更が管理者の変更及び／又は株主の変更及び／又は投資形態の変更のみの場合、次を添付したうえで、必ず許可供与者に対し、木材一次産業事業許可の変更（追加）を通さずに報告すること。

- a. 管理者及び／又は株主の変更の場合、会社の変更証書及びその承認；
  - b. 投資形態の変更の場合、権限を持つ職員より投資形態の変更承認書。
- (3) 上記第（1）項で述べた許可保持者の会社名は、次の二つによって変更することができる。
- a. 許可保持者の法人を変更せずに、許可保持者の会社名を変更；
  - b. 許可保持者の法人を変更し、許可保持者の会社名を変更。
- (4) 上記第（3）項 a 号で述べた変更を行った木材一次産業事業許可保持者は、許可供与者に対し、次の要件を添付したうえで、必ず木材一次産業事業許可で記載されている名前の変更を申請すること。
- a. 木材一次産業事業許可保持者の形態が有限会社又は共同事業の場合、現地の地方裁判所に承認／登録された会社の設立証書及び会社名及び／又は責任者名変更証書；
  - b. 木材一次産業事業許可保持者の形態が株式会社の場合、法務人権大臣に承認／登録された設立証書及び会社名及び／又は責任者名変更証書；
  - c. 木材一次産業事業許可保持者の形態が協同組合の場合、権限を持つ職員に承認／登録／報告された協同組合の設立証書及び協同組合名及び／又は責任者名変更証書；
  - d. 木材一次産業事業許可保持者の形態が国営企業／地方公営企業の場合、権限を持つ職員に報告された設立決定及び国営企業／地方公営企業及び／又は責任者の名前変更決定。
- (5) 上記第（1）項 b 号で述べた名前の変更申請は、次の規定で、許可供与者に申請する。
- a. 木材一次産業事業許可の保持者名及び／又は責任者名の変更が直接売買取引による場合、申請は、次を添付した上で、買い手が行う。
    - 1) 公証人の立会いの下で作成した売買証書；
    - 2) 株式会社及び協同組合を担当する職員に承認された売り手の会社設立証書及び変更したもの；
    - 3) 株式会社及び協同組合を担当する職員に承認された買い手の会社設立証書及び変更したもの；
    - 4) 名前の変更経緯。
  - b. 倒産及び／又は資産競売が行われるまでの担保中による名前の変更の場合、申請は、次を添付した上で、競売勝者が行う。
    - 1) 競売報告書及び競売の根拠となる文書；
    - 2) 法務人権大臣に承認された競売勝者の会社設立証書及びその変更；
    - 3) 名前の変更経緯。
  - c. 倒産による会社名変更の場合、許可保持者は、事前に許可を許可供与者に返却すること。
- (6) 要件を満たした申請に対し、付録 V に沿ったフォームで、名前の変更書が発行される。発行者は次の通りである。
- a. 生産能力が年間 6,000 立方メートル以上の木材一次産業事業許可の場合、大臣の名義で総局長；
  - b. 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可の場合は、州知事。
  - c. 非木材林産物一次産業事業許可の場合、県知事／市長。

## 第12章 原料供給保証（JPBB）

### 第30条

- (1) 各木材一次産業の事業許可及び拡大許可の申請には、必ず原料供給保証を提出すること。
- (2) 林産物上流加工産業の原料源は、天然林、人工林、権利林、農園、輸入から供給することができる。

### 第31条

- (1) 天然林／人工林からの木材原料の原料供給保証は、木材一次産業事業許可保持者との原料供給／売買契約書である。
- (2) 上記第（1）項で述べた原料供給／売買契約書は、州局長に認識すること。
- (3) 原料供給／売買契約書には、生産森林における木材利用事業許可及び年次作業計画の写しを添付すること。
- (4) 産業事業許可保持者は、契約期間が満了した場合、必ず新規契約／更新を行い、産業事業許可供与者に報告すること。

### 第32条

- (1) 権利林／民有林又は民有農園からの木材原料の原料供給保証は、協同組合／農家グループ団体／農家グループ／農家との原料供給／売買契約書である。
- (2) 上記第（1）項で述べた原料供給／売買契約書は、県／市局長が認識すること。
- (3) 上記第（1）項で述べた原料供給保証には、苗調達計画、自己所有土地又は地域住民土地での植林計画を添付すること。

### 第33条

- (1) 農園会社からの木材原料の原料供給保証は、農園事業許可保持者又は木材所有者との原料供給／売買契約書である。
- (2) 上記第（1）項で述べた原料供給／売買契約書は、県／市地区における農園担当の局長が認識すること。
- (3) 輸入からの木材原料の原料供給保証は、輸入売買契約書で、州局長が認識すること。
- (4) 産業事業許可保持者は、契約期間が満了した場合、必ず新規契約／更新を行い、産業事業許可供与者に報告すること。

### 第34条

- (1) 非木材林産物の原料供給保証は、非木材林産物利用事業許可保持者又は木材回収許可保持者又は有効な法令の規定に沿ったその森林利用許可保持者との非木材林産物供給／売買契約書である。
- (2) 権利林／民有林又は民有農園からの非木材林産物の原料供給保証は、供給者／所有者との原料供給／売買契約書である。

- (3) 上記第(1)項及び第(2)項で述べた非木材林産物供給／売買契約書は、原料産の県／市局長が認識すること。

### 第13章 木材一次産業事業許可場所の移動

#### 第35条

- (1) 木材一次産業事業許可場所の移動は、次において行うことができる；
- a. 郡内；
  - b. 県内／市内の他郡；
  - c. 州内の他県／他市；
  - d. 他州。
- (2) 許可保持者が木材一次産業事業許可の場所を移動する場合、必ず許可供与者に申請をすること。
- (3) 上記第(1)項 a 号で述べた郡内における木材一次産業事業許可の場所移動の申請は、環境管理及びモニタリング可能説明書 (SPPL) 又は新しい場所での環境許可並びに法令の規定に沿った文書を添付すること；
- (4) 県内／市内の他郡への木材一次産業事業許可場所の変更要件は、
- a. 環境管理及びモニタリング可能説明書 (SPPL) 又は新しい場所での環境許可並びに法令の規定に沿った文書；
  - b. 新しい場所許可；
  - c. 新しい場所での妨害許可。
- (5) 州内の他県／他市への木材一次産業事業許可場所の変更要件は、
- a. 新しい場所における県／市局長からの推薦文書／技術的検討書
  - b. 環境管理及びモニタリング可能説明書 (SPPL) 又は新しい場所での環境許可並びに法令の規定に沿った文書；
  - c. 新しい場所許可；
  - d. 新しい場所での妨害許可；
  - e. 原料供給保証。
- (6) 州内の県内及び他県の他郡への木材一次産業事業許可場所の変更は、旧許可の追加によって処理する。
- (7) 他州への木材一次産業事業許可場所の変更は、新規の木材一次産業事業許可申請によって処理する。
- (8) 要件を満たした申請は、次の者より許可が発行される。
- a. 生産能力が年間 6,000 立方メートル以上の木材一次産業事業許可の場合、大臣の名義で総局長；
  - b. 生産能力が年間 6,000 立方メートル未満の木材一次産業事業許可の場合は、州知事。
  - c. 非木材林産物一次産業事業許可の場合、県知事／市長。

## 第 14 条

### 制裁

## 第 36 条

- (1) 法律 1999 年第 41 号第 78 条で定めた刑事違反以外の義務及び禁止事項に対する違反には、行政処分が与えられる。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた制裁及び制裁処分の手順は、大臣規程で定める。

## 第 15 章

### 許可の無効化

## 第 37 条

木材一次産業事業許可は、次の場合に終了とする。

1. 許可の期限が満了し、更新されない場合；
2. 許可が満了する前又は倒産と判定され、許可保持者より大臣に許可を返却した場合；及び
3. 許可供与者より取り消された場合。

## 第 16 章

### その他の規定

## 第 38 条

産業事業許可及び拡大許可の供与は、法令の規定に沿った投資において、閉鎖的事業分野及び特定の条件での開放的事業分野に関する規定を順守すること。

## 第 17 章

### 移行規定

## 第 39 条

本規程が発効してからは、

- a. 本規程が発効する前に発行された木材一次産業事業許可は、引き続き有効とする。
- b. 本規程が発効する前に申請された許可は、定められた要件を満たす限り、木材一次産業事業許可の発行処理をすることができる。
- c. 本規程が発効する前に申請された拡大許可は、定められた要件を満たす限り、許可の発行処理をすることができる。
- d. 本規程が発効する前に申請された木材一次産業事業許可の変更（追加）は、本規程で定められた要件を満たす限り、許可の発行処理をすることができる。
- e. 本規程が発効する前に申請された木材一次産業事業許可場所の変更は、本規程で定められた要件を満たす限り、許可の発行処理をすることができる。
- f. 稼働していない木材一次産業は、本規程で定められた要件を満たす限り、許可の取り消しを処理することができる。
- g. 地区外における移動型丸のこの使用許可を所有しない場合、本規程が発効されてから 6 ヶ月後までに、必ず本規程に沿った使用許可を申請すること。

- h. 許可期限が未終了で発行された天然林／人工林木材活用許可の伐採廃棄物加工試験許可は、許可に沿って引き続き稼働できる。
- i. 県知事より発行された許可は、許可が終了するまで引き続き有効とし、更新することはできない。
- j. 実施された評価は、引き続き合法で、以降本規程に従って有効とする。
- k. 承認された場所移動を実施した産業事業許可／産業登録証の実施された面積の追加は、引き続き合法で、以降本規程に従って有効とする。
- l. チーム／局長が実施した評価／レビュー結果は、引き続き合法かつ有効とし、本規程に沿って産業事業許可の許可手続きとする。
- m. 会社名変更手続きを終了した産業事業許可又は産業登録証は、引き続き合法かつ有効とし、以降本規程に従うこと。
- n. 許可保持さからの許可供与者への許可返却は引き続き合法かつ有効とし、以降本規程に従うこと。
- o. 既存の高度産業に統合した木材一次産業は、引き続き合法かつ有効とし、以降本規程に従うこと。

**第 18 章**  
**終章**  
**第 40 条**

本林業大臣規程が発効してからは、木材一次産業事業許可に関する林業大臣規程第 P. 35/Menhut-II/2008 を変更した林業大臣規程第 P. 9/Menhut-II/2009 は取り消され、失効する。

**第 41 条**

本大臣規程は立法日より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014 年 8 月 27 日  
ジャカルタにて制定。  
インドネシア共和国  
林業大臣  
署名  
ズルキフリ・ハサン

2014 年 9 月 1 日  
ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国  
法務人権大臣  
署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2014 年第 1228 号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長  
署名

クリスナ・リヤ



付録 I

木材一次産業事業許可  
に関する  
インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

木材一次産業事業許可申請書フォームの見本

第 :  
添付 : 1 部  
内容 : 木材一次産業事業許可の申請

林業大臣／州知事／県知事／市長<sup>1</sup> 殿

これをもって木材／非木材\*林産物一次産業事業許可を申請する。内容は、次の通りである。

1. 申請者名／会社名 : .....
2. 申請者／会社の住所 : .....
3. 工場の場所 : .....
- 工業団地内 : はい／いいえ／未決定\*
4. 生産目的<sup>1</sup> :
  - a. 丸太を（加工材種類）に加工する
  - b. （加工材種類）をその他の（加工材種類）に加工する
  - c. 非木材林産物種類）を（加工物）に加工する

5. 生産種類及び生産能力<sup>2</sup> :

No.	製品種類	年間生産能力
1.		
2.		

6. 投資の形態 : 外資系企業／国内企業／非外資系企業・国内企業\*
7. 投資額 : ..... ルピア ( ..... )
8. 労働者の雇用 : 男性 : ..... 女性 : .....
9. 原料元 : .....
10. 申請資料の添付として、木材一次産業事業許可申請の記入表を添付する。

ご協力及びご承認の程、よろしくお願ひ申し上げます。

写しの配布先 : :

1. 林業大臣\* ;
2. 工業大臣 ;
3. (州名) 州知事\* ;
4. (県／市名) 県知事／市長\* ;
5. 林業指導総局長 ;
6. (州名) 州局長。 ;
7. (県／市名) 県／市局長 ; ( ..... )
8. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長。

(場所)、(日付)  
申請者名及び署名  
印紙 6,000 ルピア

\*) 不適切なものを線で消す

- 1 申請する業種及び生産能力に合わせる
- 2 許可申請する生産目的に合わせる

## 木材一次産業事業許可申請の記入表フォーム

### 木材一次産業事業許可申請記入表

#### I. 一般情報

##### A. 企業情報

1. 申請者：
  - a. 申請者名／委任先 : .....
  - b. 住所及び電話番号 : .....
2. 会社：
  - a. 会社名 : .....
  - c. 納税者番 : .....
  - d. 住所及び電話番号 : .....
3. 投資の形態 : 外資系企業／国内企業／非外資系企業・国内企業\*
4. 公証人名及び証書番号  
会社設立 : .....
5. 会社の責任者 : .....
6. 取締役名及びコミサリス名 : .....
7. 生産目的：
  - a. 丸太を（加工材種類）に加工する
  - b. （加工材種類）をその他の（加工材種類）に加工する
  - c. （非木材林産物種類）を（加工物）に加工する

##### B. 工場の場所計画：

- I. 工場の場所
 

	工業用土地
	工業団地内／工業団地外保税地域内
	工業団地外／工業団地外保税地域外
	産業コンプレックス
	その他の土地
- II. 土地面積（M2）.....
- III. 工場の住所： .....

##### C. 工場及び生産設備工事の完成予定

1. 工場工事の完成
  - a. 丸太から加工材への加工 : 年 月
  - b. 加工材からその他の加工材への加工 : 年 月
  - c. 非木材林産物から（加工物）への加工 : 年 月
2. 生産設備工事の完成
  - a. 丸太から加工材への加工 : 年 月
  - b. 加工材からその他の加工材への加工 : 年 月
  - c. 非木材林産物から（加工物）への加工 : 年 月

##### D. 投資額計画

- I. 固定資本：
  - a. 土地 : ルピア
  - b. 建物 : ルピア
  - c. 機械／設備 : ルピア
  - d. その他 : ルピア
- II. 運用資金：
  - a. 4ヶ月間の原料 : ルピア
  - b. 賃金 : ルピア
  - c. その他 : ルピア
- III. 資金源：
  - a. 自己資本 : ルピア
  - b. 借入金 : ルピア

##### E. 労働雇用計画：

- I. インドネシア人労働者の利用：
  - a. 男性 : 人
  - b. 女性 : 人
  - 合計 : 人
- II. 外国人労働者の利用：
  - a. 合計 : 人
  - b. 国名 : 人
  - c. 専門／役職 : 人
  - d. インドネシアでの滞在期間 : 人

**F. 販売計画**

1. 国内：  
 製品種類.....：(.....%)  
 製品種類.....：(.....%)  
 製品種類.....：(.....%)
2. 輸出：  
 製品種類.....：(.....%)  
 製品種類.....：(.....%)  
 製品種類.....：(.....%)
3. ブランド  自己ブランド  ライセンスブランド  
 製品種類.....

備考：

添付書類：

- 会社の設立証書及びその変更の写し又は個人の場合は、身分証明書の写し
- 納税者番号の写し
- 毎月工場及び生産設備工事の申告報告書を提出する旨を記載する会社幹部からの印紙付き説明書
- 場所許可／妨害許可／事業場所許可の写し

**II. 詳細データ**

**A. 生産計画**

生産種類及び生産能力：

No.	製品種類	年間生産能力	備考
1.			
2.			
3.			
4.			

**B. 使用する機械及び設備の計画表**

a. 輸入機械／設備

No.	主要機械／設備名	数量 (台)	設置能力及び 仕様	メーカー及び 設置年	国名	価格*) (百万ルピア)
1.						
2.						
3.						
4.						

\*) 輸入価格 (C&F)、為替レート ..... = ..... ルピア

b. 国内産機械／設備

No.	主要機械／設備名	数量 (台)	設置能力及び 仕様	メーカー及び 設置年	国	価格*) (百万ルピア)
1.						
2.						
3.						
4.						

\*) 輸入価格 (C&F)、為替レート ..... = ..... ルピア

**C. 木材原料／非木材林産物及び補助材料計画**

No.	原料の種類	合計	単位	原産	価格*) (百万ルピア)	備考
1.	丸太原料： a. 国内 b. 輸入					
2.	加工材原料： a. 国内 b. 輸入					
3.	補助材料： a. 国内 b. 輸入					

\*) 輸入価格 (C&F)、為替レート ..... = ..... ルピア

備考：非木材林産物一次産業事業許可申請は、必要性に合わせる

**D. 原料及び生産物倉庫の計画**

倉庫面積 : .....	m <sup>2</sup>
a. 加工材原料	: ..... m <sup>2</sup>
b. 補助材料	: ..... m <sup>2</sup>
c. 生産物	: ..... m <sup>2</sup>

**E. 貯木池又は貯木地計画**

- a. 場所 : .....
- b. 面積 : .....
- c. 認可類 : .....

**F. 電力/エネルギー源計画**

No.	名前及び仕様	設置能力	単位	年間使用量	単位
1.	水		リットル/秒		リットル
2.	原動エネルギー				
	1). 電気				
	- 国営電力会社		KVA		KVA
	- 発電機		KVA		KVA
	- 発電所		KVA		KVA
	2). ガス		Mmcf/日		Mmcf/日
	3). その他				

**G. 環境管理計画**

a. 想定する廃棄物量

No.	種類	体積	単位/期間	廃棄物処理計画*)
1.	個体			
2.	液体			
3.	ガス			
4.	その他			

\*) 取り組み及び使用する汚染管理設備に基づいて記入する

- b. 添付の(日付)付文書第(番号)号によって、環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム文書は(名前)より推薦/承認された。

本記入表は、真実に基づいて記入され、著作権、特許、ブランド、産業製品デザインなどの知的財産権を違反しないことを声明する。本記入表の内容が不正の場合、有効な法令の規定に沿った制裁を受け入れることとする。

写しの配布先 :

- 1. 林業大臣 ; .....
- 2. 工業大臣 ; 申請者名及び署名
- 3. 林業指導総局長 ; 印紙税 6000 ルピア
- 4. (州名) 州知事 ;
- 5. (県/市名) 県知事/市長 ;
- 6. (州名) 州局長 ;
- 7. (県/市名) 県/市局長 ; (.....)
- 8. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長

\*) 不適切なものを線で消す

本写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

署名

クリスナ・リヤ

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

付録 II

木材一次産業事業許可  
に関する  
インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

木材一次産業事業許可の拡大許可申請書フォームの見本

第 :  
添付 : 1 部  
内容 : 木材一次産業事業許可の拡大許可の申請

林業大臣/州知事/県知事/市長\* 殿

.....

これをもって木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の拡大許可を申請する。内容は、次の通りである。

1. 申請者名/会社名 : .....
2. 申請者/会社の住所 : .....
3. 工場の場所 : .....
4. 拡大種類 :

	製品種類
	生産能力
	製品種類及び生産能力

5. 生産種類及び生産能力 :

No.	拡大前		拡大後	
	製品種類	年間能力	製品種類	年間能力
1				
2				
3				

6. 投資額及び労働者数 :

	拡大前	拡大後
a. 投資額	..... ルピア (.....)	..... ルピア (.....)
b. 労働者数		
1). 男性	..... 人	..... 人
2). 女性	..... 人	..... 人

7. 木材原料元 :

- a. 丸太原料
  - 拡大前 : .....
  - 拡大後 : .....
- b. 加工材原料
  - 拡大前 : .....
  - 拡大後 : .....
- c. 申請資料の添付として、木材一次産業事業許可の拡大許可申請の記入表を添付する。
- d. ...

ご協力及びご承認の程、よろしくお願い申し上げます。

写しの配布先 : :

1. 林業大臣 ;
2. 工業大臣 ;
3. (州名) 州知事 ;
4. (県/市名) 県知事/市長 ;
5. 林業指導総局長 ;
6. (州名) 州局長 ;
7. (県/市名) 県/市局長 ;
8. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長

.....  
申請者名及び署名  
印紙税 6000 ルピア

(.....)

\*) 不適切なものを線で消す

# 木材一次産業事業許可拡大許可申請の記入表フォーム

## 木材一次産業事業許可拡大許可申請用記入表

### I. 一般情報

#### A. 企業情報

1. 申請者
  - a. 申請者名／委任先 : .....
  - b. 会社名 : .....
  - c. 住所及び電話番号 : .....
2. 旧産業／拡大許可番号及び日付 : .....
3. 工場建設日 : .....
4. 生産種類及び設置能力 : .....
5. 工場の場所／住所 : .....
6. 提案する拡大種類 :  生産種類  生産能力  
 生産種類及び生産能力
7. 拡大提案の回数 : .....
8. 前回の拡大提案日 : .....

#### B. 拡大計画

1. 生産種類及び生産能力
2. 土地及び建物の面積
 

	拡大前	拡大後
a. 土地面積	.....m <sup>2</sup>	.....m <sup>2</sup>
b. 建物面積	.....m <sup>2</sup>	.....m <sup>2</sup>

#### 3. 主要生産設備

No.	主要設備の種類	拡大前	拡大後
A			
B			
C			

#### 4. 木材原料の需要及び供給元

No.	内容	拡大前	拡大後
a	原料の需要		
	1 年間丸太	..... m <sup>3</sup>	..... m <sup>3</sup>
	2 年間加工材	..... m <sup>3</sup>	..... m <sup>3</sup>
b	年間木材原料元 :		
	1 .....	..... m <sup>3</sup>	..... m <sup>3</sup>
	2 .....	..... m <sup>3</sup>	..... m <sup>3</sup>
	3 .....	..... m <sup>3</sup>	..... m <sup>3</sup>

#### 5. 原料倉庫面積

拡大前 : ..... m<sup>2</sup>  
 拡大後 : ..... m<sup>2</sup>

#### 6. 拡大完了予定

工場及び生産設備 : .....ヶ月／年

- a. 工場拡大完了開始 :                      年            月
- b. 生産設備完了開始 :                    年            月

#### 7. 投資額

	拡大前	拡大後
a. 固定資本 :		
土地面積	..... ルピア	..... ルピア
建物	..... ルピア	..... ルピア
機械／設備	..... ルピア	..... ルピア
その他	..... ルピア	..... ルピア
b. 運用資金 :		
3か月分の原料	..... ルピア	..... ルピア
貸金	..... ルピア	..... ルピア
その他	..... ルピア	..... ルピア
c. 資金源		
自己資本	..... ルピア	..... ルピア
借入金	..... ルピア	..... ルピア

#### 8. 労働者

	拡大前	拡大後
a. インドネシア人労働者		
男性	: ..... 人	: ..... 人
女性	: ..... 人	: ..... 人

合計 :..... 人 :..... 人



外国人労働者の利用（必要な場合、別紙で作成できる）

	拡大前	拡大後
合計	:..... 人	:..... 人
国名	:.....	:.....
専門性	:.....	:.....
インドネシアでの滞在期間	:.....	

9. 販売

No.	目的	拡大前		拡大後	
		体積 (m <sup>3</sup> )	金額 (ルピア)	体積 (m <sup>3</sup> )	金額 (ルピア)
1	国内				
	製品種類...	.....	.....	.....	.....
2	輸出				
	製品種類...	.....	.....	.....	.....

\*) FOB. レート US \$ 1 :..... ルピア  
 ブランド\* (自己ブランド/ライセンス) :.....

II. 技術データ (拡大前)

A. 生産種類及び生産能力

No.	製品種類	生産能力 (年間体積)
1	.....	.....
2	.....	.....
3	.....	.....

B. 最終年の月間生産

No.	製品種類	最終年の生産 (m <sup>3</sup> )											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	.....												
2	.....												
3	.....												

C. 機械及び設備の一覧表

合計機械/設備

a. 生産機械/設備

No.	機械名/設備名	数量 (台)	設置能力及び仕様	メーカー及び設置年	生産国	価格*) 百万ルピア
A	主要機械/設備					
B	その他の機会/設備					

\*) 輸入価格 (C&F) レート :..... =..... ルピア

b. 汚染管理機械/設備

No.	機械名/設備名	数量 (台)	設置能力及び仕様	メーカー及び設置年	生産国	価格*) 百万ルピア
1	液体汚染					
2	個体汚染					
3	ガス汚染					
4	その他の汚染					

\*) 輸入価格 (C&F) レート :..... =..... ルピア

D. 最終年の木材原料及び補助材料

No.	原料の種類	合計	単位	供給元	ルピア単価*)	備考
1	丸太原料					
2	加工材原料					
3	補助材料原料					

\*) 輸入価格 (C&F) レート :..... =..... ルピア

E. 原料及び生産物倉庫

a. 加工材原料の倉庫面積 :..... M2  
 b. 補助材料原料の倉庫面積 :..... M2

F. 貯木池又は貯木地

a. 場所 :  
 b. 面積 :  
 c. 認可類 :

G. 使用する電力／エネルギー源

No.	名前及び仕様	設置能力	単位	年間使用量	単位
1	水		リットル／秒		リットル
2	原動エネルギー				
	1 電気				
	- 国営電力会社		KVA		KVA
	- 発電所		KVA		KVA
	2 ガス		Mmcf/日		Mmcf/日
	3 その他				

H. 汚染管理

a. 発生する廃棄物の仕様

No.	種類	体積	単位／期間	廃棄物処理の方法)
1	個体			
2	液体			
3	ガス			
4	その他			

\*) 使用する汚染管機械／設備に基づいて記入する

b. 環境管理及びモニタリング

添付の（日付）付文書第（番号）号によって、環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム改訂文書は（名前）より推薦／承認された。

本説明書は、真実に基づいて記入され、著作権、特許、ブランド、産業製品デザインなどの知的財産権を違反しないことを声明する。本説明書の内容が不正の場合、有効な法令の規定に沿った制裁を受け入れることとする。

写しの配布先：：

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 1. 林業大臣；                   | .....        |
| 2. 工業大臣；                   | 申請者名及び署名     |
| 3. 林業指導総局長；                | 印紙税 6000 ルピア |
| 4. (州名) 州知事；               |              |
| 5. (県／市名) 県知事／市長；          |              |
| 6. (州名) 州局長；               |              |
| 7. (県／市名) 県／市局長；           | (.....)      |
| 8. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長 |              |

本写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

署名

クリスナ・リヤ

ズルキフリ・ハサン

付録 III

木材一次産業事業許可  
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

木材一次産業事業許可供与決定フォームの見本

(州名) 州 (県/市名) 県/市における  
名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*に対する  
木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の供与  
に関する

林業大臣/州知事/県知事/市長\*決定  
第:

林業大臣/州知事/県知事/市長\*は、

- a. (日付) 付け第 (番号) 号の (名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*の取締役/幹部からの文書に基づく (州名) 州 (県名) 県) における生産能力 (数字)  $m^3$  の (業種) 用木材/非木材\*林産物一次産業事業許可申請;
  - b. (日付) 付け第 (番号) 号の林業指導総局項/州/県/市林業局長の技術的懸念に基づき、(名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*に対し、生産能力 (数字)  $m^3$  の (業種) 用木材/非木材\*林産物一次産業事業許可を供与することができる;
  - c. (名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*の申請に対する審査の結果に基づき、林業大臣規程第 (番号) で定められた要件を満たした;
  - d. 上記に関連し、(州名) 州 (県名) 県における (名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*に対する木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の供与に関する林業大臣/州知事/県知事/市長\*決定を定める必要がある;
- ことを考慮し、

1. 工業に関する法律 1984 年第 5 号;
2. 林業に関する法律 1999 年第 41 号を変更した法律 2004 年 19 号;
3. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号を変更した法律 2008 年 12 号;
4. 空間管理に関する法律 2007 年第 26 号;
5. 環境保護及び管理に関する法律 2009 年第 32 号;
6. 森林破壊の予防及び撲滅に関する法律 2013 年第 18 号;
7. 税金以外国家収入の種類及び支払いに関する政令 1997 年第 22 号を変更した政令 1998 年第 52 号;
8. 森林保護に関する政令 2004 年第 45 号を変更した政令 2009 年第 60 号;
9. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号を変更した政令 2008 年第 3 号;
10. 政府、州政府、県/市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号;
11. 環境許可に関する政令 2012 年第 27 号;
12. 産業事業許可供与の簡素化に関する大統領決定 1987 年第 16 号;
13. 林業省で適用する税金以外国家収入の種類及び税率に関する政令 2014 年第 12 号;
14. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程 2009 年第 47 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 55 号;
15. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を数回変更した大統領規程 2014 年第 50/P 号;
16. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 56 号;

17. 投資分野における閉鎖的事業分野及び開放的事業分野一覧表に関する大統領規程第 2014 年第 39 号
18. 産業分野における環境影響管理作成の技術要領に関する工業大臣決定第 250/M/SK/10/1994 ;
19. 生産工程が環境を破壊しない又は被害を及ぼさない並びに過剰に天然資源を使用しない産業種類及び商品の確定に関する工業商業大臣決定第 148/M/SK/7/1995 ;
20. 国有林産物の管理化に関する林業大臣第 P. 55/Menhut-II/2006 を変更し、林業大臣第 P. 45/Menhut-II/2009 ;
21. 持続的生産森林管理技術者の能力及び認定に関する林業大臣第 P. 58/Menhut-II/2008 を変更した林業大臣第 P. 20/Menhut-II/2010 ;
22. 木材一次産業事業許可保持者に対する行政処分の処理手順に関する林業大臣規程第 P. 17/Menhut-II/2009 ;
23. 林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010 を変更した林業大臣規程第 P. 33/Menhut-II/2012 ;
24. インドネシア・ブルサテウ II 内閣国家開発プログラムにおける林業分野の 6 つの優先政策に関する林業大臣規程第 P. 10/Menhut-II/2011 ;
25. 木材一次産業原料仕入計画に関する林業大臣規程第 P. 9/Menhut-II/2012 ;
26. 権利林産物の管理化に関する林業大臣規程第 P. 30/Menhut-II/2012 ;
27. 許可保持者又は権利森林に対する持続的生産森林管理の性能評価及び木材合法性検証の標準及び要領に関する林業大臣規程第 P. 42/Menhut-II/2013
28. 木材一次産業事業許可に関する林業大臣規程第 (番号) ;

に鑑み、

1. (日付) 付け文書第 (番号) 号の総局長／州知事／県知事／市長\*の推薦文書；
2. (日付) 付け推薦第 (番号) 号に沿って承認された環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム文書を加味し、

#### 次を決定する：

決定：(州名) 州 (県／市名) 県／市 (名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材／非木材\*林産物一次産業事業許可の供与に関する林業大臣決定

- その一： 1. (場所) に所在する (名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対し、生産能力 (数字) m<sup>3</sup> の (業種) 用木材／非木材\*林産物一次産業事業許可を供与する；
2. 上記第 (1) 項で述べた責任者、生産、主要生産設備一覧表、合計投資額、労働者数、倉庫及び支援設備、木材／非木材林産物一次産業事業許可の廃棄物管理に関する規定は、本決定の付録で述べた通りである。

その二：(名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*は、本木材一次産業事業許可の決定日から (数字) 年以内に、必ず産業開発を実現し、毎月産業開発の実績進捗報告書を提出すること。(名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*が、定められた期限内で、規定に沿った産業開発を実現することができない場合、本木材一次産業事業許可は取り消される。

その三：(名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*が、その二で述べた産業の拡大開発を実現していない場合、警告を 3 回発行した後、大臣は木材一次産業事業許可を取り消す。

その四：(名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*の権利は、

1. 事業を行うための確実性を得ること。
2. 政府又は地方政府からのサービスを得ること。

その五：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*は、次の規定を必ず満たすこと。

- a. 所有する許可に沿って産業事業を行うこと；
- b. 許可された生産能力の30%を超える生産拡大をする場合、拡大許可を申請すること；
- c. 毎年産業用原料仕入計画（RPBBI）を作成し、木材合法性証明書の写し又は証明書が取得中の場合、木材合法性検証機関との認定契約書の写しを添付したうえで、総局長に提出すること；
- d. 仕入実績及び原料の使用並びに生産の月次報告書を作成し、提出すること；
- e. 丸太移動報告書（LMKB）又は非木材林産物移動報告書（LMHHBK）を作成し、提出すること；
- f. 林産加工材移動報告書（LMHHO）を作成し、提出すること；
- g. 許可供与者及び木材一次産業の指導及び開発を担当する機関に対して、活動及び産業結果を定期的に報告すること；
- h. 有資格林産物計測及び試験員を有する及び／又は雇用すること；
- i. 会社の名前、住所、責任者などに変更があった場合、変更の1ヶ月後までに、書面での通知を提出すること。
- j. 非天然林（人工林、民有林、農園）からの木材原料の使用の向上、人工林及び民有林開発から原料を調達する際の地域住民との協力又はパートナーシップの実施、伐採1本に対し、急成長する種類の樹木の苗を5～10本提供する比率で、積極的に地域住民に対して植林又は苗提供の支援を行うことなどによる、供給と需要のバランス及び原料源の持続性を維持するための取り組みを行うこと；
- k. 生産能力に沿って木材合法性証明書を調整／手続きを行うこと；
  1. 原料供給保証を満たすために、産業の取引先となった民有林の木材合法性証明書の取得を支援すること；
- m. 持続的生産森林管理証明書（S-PHPL）又は木材合法性証明書（S-LK）又は供給者適合宣言を有する原料及び／又は製品を使用すること；
- n. 供給者適合宣言の木材を使用する場合、使用する原料の合法性を確認するために、必ず供給者適合文書発行者に対して確認をすること。

その六：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*は、次のことが禁止される。

- a. 許可供与者の承認なしで、他者に許可を譲渡すること；
- b. 許可なしで産業事業を拡大すること；
- c. 許可なしで産業事業の場所を移動すること；
- d. 環境基準を超える汚染及び破壊が発生する活動を行うこと；
- e. 不法な原料源からの林産物原料を受け取る、保管、加工すること；又は
- f. 供与された許可に沿っていない産業活動を行うこと。

その七：木材／非木材\*林産物一次産業事業許可保持者が、その五及びその六で述べた規定に違反した場合、法令の規定に沿った制裁が与えられる。

その八：本決定は決定日より、法令の規定に沿って企業が稼働する限り有効とする。但し、林業大臣／州知事／県知事／市長\*に取り消された場合を除く。

（日付）  
（場所）にて決定  
林業大臣／州知事／県知事／市長\*

（.....）

本決定の写しを次の者に配布する：

1. 経済担当調整大臣；
2. 林業大臣\*；
3. 労働・移住大臣。

4. 商業大臣；
5. 工業大臣；
6. 環境大臣；
7. 投資調整庁長官；
8. (州名) 州知事\*；
9. (県／市名) 県知事／市長\*
10. 林業省官房長；
11. 林業省監察官；
12. 林業指導総局長；
13. 林業計画総局長；
14. 流域及び社会森林管理指導総局；
15. 森林保護及び自然保護総局；
16. (地区名) 地区林業開発管理センター長；
17. (州名) 州局長；
18. (県／市名) 県／市局長；
19. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長；
20. 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*の取締役。

林業大臣／州知事／県知事／市長\*決定の付録)

第 第 :

日付 :

内容 : (州名) 州 (県名) 県における株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する非木材林産物一次産業事業許可の  
供与

I. 責任者、生産、主要生産設備、合計投資額、労働者数

1. 責任者:

- a. 取締役 : .....
- b. コミサリス : .....
- c. 住所 : .....
- d. 工場の場所 : (州名) 州 (県名) 県 (郡名) 郡 (村名) 村
- e. 納税者番号 : .....
- f. 株主 : ..... ( (内容) に関する (場所) の公証人の立会いの元、作成した (日付) 付け証書第 (番号) 号に基づく)

2. 生産:

製品種類	生産許可能力 (m <sup>3</sup> /...)	備考

3. 主要生産設備一覧表:

No.	機械種類*	タイプ／メーカー／国名／年	能力 (m <sup>3</sup> /...)	数量(台)	備考
A.	製材産業				
1.	...	...../...../.....	...	...	...
2.	...	...../...../.....	...	...	...
3.	...	...../...../.....	...	...	...
4.	...	...../...../.....	...	...	...
B.	合板産業				
1.	...	...../...../.....	...	...	...
2.	...	...../...../.....	...	...	...
3.	...	...../...../.....	...	...	...
4.	...	...../...../.....	...	...	...
C.	木質バイオマス型 バイオエネルギー産業				
1.	...	...../...../.....	...	...	...
2.	...	...../...../.....	...	...	...
D.	木材型半製品及び 製品産業				
1.	...	...../...../.....	...	...	...

- 4. 合計投資額 : ..... ルピア (..... ルピアと呼ぶ)
- 5. 投資の形態 : .....
- 6. 労働者数 : ..... 人で、次から構成する:
  - a. 男性 : ..... 人
  - b. 女性 : ..... 人

II. 倉庫及び支援設備

本産業事業許可は、産業事業活動に必要な設備、原料、補助材料、完成品を保管する場所に使用する産業地 (工場) 内にある倉庫又は保管場所及び産業活動の設備及び支援機械にも有効とする。

III. 廃棄物の管理

(日付) 付け文書第 (番号) 号に沿って (名前) より推薦／承認された環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム文書に基づく廃棄物管理。

林業大臣／州知事／県知事／市長\*

(.....)

\*) 不適切なものを線で消す  
写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

署名

クリスナ・リヤ

ズルキフリ・ハサン

付録 IV

木材一次産業事業許可  
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

木材一次産業事業許可の拡大許可供与決定フォームの見本

(州名) 州 (県/市名) 県/市における  
名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*に対する  
木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の拡大許可の供与  
に関する

林業大臣/州知事/県知事/市長\*決定  
第:

林業大臣/州知事/県知事/市長\*は、

- a. (日付) 付け林業大臣/州知事/県知事/市長\*決定第 (番号) 号に基づき、(名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*には、生産能力 (数字)  $m^3$  の (業種) 用木材/非木材\*林産物一次産業事業許可が供与された;
- b. (日付) 付け第 (番号) 号の (名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*の取締役/幹部からの文書に基づく (州名) 州 (県名) 県) において、(業種) 用木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の生産能力を (数字)  $m^3$ / (期間) に拡大及び生産能力の (数字)  $m^3$ / (期間) の (業種) を追加する拡大許可申請;
- c. (日付) 付け第 (番号) 号の林業指導総局項/州/県/市林業局長の技術的検討書に基づき、(名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*に対し、生産能力を (数字)  $m^3$ / (期間) に拡大及び生産能力の (数字)  $m^3$ / (期間) の (業種) を追加するための (業種) 用木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の拡大許可をすることができる;
- d. (名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*の申請に対する審査の結果に基づき、利尿大臣規程第 (番号) で定められた要件を満たした;
- e. 上記に関連し、(州名) 州 (県名) 県) における (名前) 株式会社/有限会社/協同組合/個人\*に対する木材/非木材\*林産物一次産業事業許可の拡大許可の供与に関する林業大臣/州知事/県知事/市長\*決定を定める必要がある;

ことを考慮し、

1. 工業に関する法律 1984 年第 5 号;
2. 林業に関する法律 1999 年第 41 号を変更した法律 2004 年 19 号;
3. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号を変更した法律 2008 年 12 号;
4. 空間管理に関する法律 2007 年第 26 号;
5. 環境保護及び管理に関する法律 2009 年第 32 号;
6. 森林破壊の予防及び撲滅に関する法律 2013 年第 18 号;
7. 税金以外国家収入の種類及び支払いに関する政令 1997 年第 22 号を変更した政令 1998 年第 52 号;
8. 森林保護に関する政令 2004 年第 45 号を変更した政令 2009 年第 60 号;
9. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号を変更した政令 2008 年第 3 号;
10. 政府、州政府、県/市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号;
11. 環境許可に関する政令 2012 年第 27 号;
12. 産業事業許可供与の簡素化に関する大統領決定 1987 年第 16 号;
13. 林業省で適用する税金以外国家収入の種類及び税率に関する政令 2014 年第 12 号;
14. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程 2009 年第 47 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 55 号;
15. インドネシア・プルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を数回の変更を経て、大統領規程 2014 年第 50/P 号;



16. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 56 号；
17. 投資分野における閉鎖的事業分野及び開放的事業分野一覧表に関する大統領規程第 2014 年第 39 号
18. 産業分野における環境影響管理作成の技術要領に関する工業大臣決定第 250/M/SK/10/1994；
19. 生産工程が環境を破壊しない又は被害を及ぼさない並びに過剰に天然資源を使用しない産業種類及び商品の確定に関する工業商業大臣決定第 148/M/SK/7/1995；
20. 国有林産物の管理化に関する林業大臣第 P. 55/Menhut-II/2006 を変更した林業大臣第 P. 45/Menhut-II/2009；
21. 許可供与者及び木材一次産業の指導及び開発を担当する機関に対して、活動及び産業結果を定期的に報告すること；
22. 持続的生産森林管理技術者の能力及び認定に関する林業大臣第 P. 58/Menhut-II/2008 を変更した林業大臣第 P. 20/Menhut-II/2010；
23. 木材一次産業事業許可保持者に対する行政処分の処理手順に関する林業大臣規程第 P. 17/Menhut-II/2009；
24. 林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010 を変更した林業大臣規程第 P. 33/Menhut-II/2012；
25. インドネシア・ブルサテウ II 内閣国家開発プログラムにおける林業分野の 6 つの優先政策に関する林業大臣規程第 P. 10/Menhut-II/2011；
26. 木材一次産業原料仕入計画に関する林業大臣規程第 P. 9/Menhut-II/2012；
27. 権利林産物の管理化に関する林業大臣規程第 P. 30/Menhut-II/2012；
28. 許可保持者又は権利森林に対する持続的生産森林管理の性能評価及び木材合法性検証の標準及び要領に関する林業大臣規程第 P. 42/Menhut-II/2013
29. 木材一次産業事業許可に関する林業大臣規程第（番号）；

に鑑み、

1. （名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材／非木材林産物一次産業事業許可の供与／更新に関する（日付）付け林業大臣／州知事／県知事／市長\*決定第（番号）号；
2. （日付）付け文章第（番号）号に沿った林業指導総局長／州／県／市局長推薦文書
3. 推薦に沿って承認された環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム文書州／県／市（日付）付け第（番号）号

を加味し、

**以下を決定する：**

**決定：（州名）州（県／市名）県／市における（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材／非木材\*林産物一次産業事業許可の拡大許可の供与に関する林業大臣／州知事／県知事／市長\*決定**

その一： 1. （州名）州（県名）県（郡名）郡（村名）村に所在する（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対し、（業種）用の生産能力（数字 m<sup>3</sup>／期間）及び追加の（業種）\*用の生産能力（数字 m<sup>3</sup>／期間）の木材／非木材\*林産物一次産業事業許可の拡大許可を供与する；

2. 上記第（1）項で述べた責任者、生産、主要生産設備一覧表、合計投資額、労働者数、倉庫及び支援設備、木材／非木材林産物一次産業事業許可拡大許可の廃棄物管理に関する規定は、本決定の付録で述べた通りである。

その二：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*は、本木材一次産業事業許可の拡大許可の決定日から、必ず（数字）年以内に産業事業許可の拡大を実現し、毎月木材一次産業事業許可の拡大実績進捗報告書を報告すること。（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*が、定められた期間内で、規定に沿った木材一次産業事業許可の拡大を実現できない場合、本木材一次産業事業許可は取り消される。

その三：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*が、その二で述べた産業の拡大開発を実現していない場合、警告を3回発行した後、大臣／州知事／県知事／市長\*は木材一次産業事業許可を取り消す。

その四：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*の権利は、

1. 事業を行うための確実性を得ること。
2. 政府又は地方政府からのサービスを得ること。

その五：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*は、次の規定を必ず満足すること。

- a. 所有する許可に沿って産業事業を行うこと；
- b. 許可された生産能力の30%を超える生産拡大をする場合、拡大許可を申請すること；
- c. 毎年産業用原料仕入計画（RPBBI）を作成し、木材合法性証明書（LCP）の写し又は証明書が取得中の場合、木材合法性検証機関との認定契約書の写しを添付したうえで、総局長に提出すること；
- d. 仕入実績及び原料の使用並びに生産の月次報告書を作成し、提出すること；
- e. 丸太移動報告書（LMKB）又は非木材林産物移動報告書（LMHBBK）を作成し、提出すること；
- f. 林産加工材移動報告書（LMHHO）を作成し、提出すること；
- g. 許可供与者及び木材一次産業の指導及び開発を担当する機関に対して、活動及び産業結果を定期的に報告すること；
- h. 有資格林産物計測及び試験員を有する及び／又は雇用すること；
- i. 会社の名前、住所、責任者などに変更があった場合、変更の1ヶ月後までに、書面での通知を提出すること。
- j. 非天然林（人工林、民有林、農園）からの木材原料の使用の向上、人工林及び民有林開発から原料を調達する際の地域住民との協力又はパートナーシップの実施、伐採1本に対し、急成長する種類の樹木の苗を5～10本提供する比率で、積極的に地域住民に対して植林又は苗提供の支援を行うことなどによる、供給と需要のバランス及び原料源の持続性を維持するための取り組みを行うこと；
- k. 生産能力に沿って木材合法性証明書を調整／手続きを行うこと；
- l. 原料供給保証を満たすために、産業の取引先となった民有林の木材合法性証明書の取得を支援すること；
- m. 持続的生産森林管理証明書（S-PHPL）又は木材合法性証明書（S-LK）又は供給者適合宣言を有する原料及び／又は製品を使用すること；
- n. 供給者適合宣言の木材を使用する場合、使用する原料の合法性を確認するために、必ず供給者適合文書発行者に対して確認をすること。

その六：（名前）株式会社／有限会社／協同組合／個人\*は、次のことが禁止される。

- a. 許可供与者の承認なしで、他者に許可を譲渡すること；
- b. 許可なしで産業事業を拡大すること；
- c. 許可なしで産業事業の場所を移動すること；
- d. 環境基準を超える汚染及び破壊が発生する活動を行うこと；
- e. 不法な原料源からの林産物原料を受け取る、保管、加工すること；又は
- f. 供与された許可に沿っていない産業活動を行うこと。

その七：木材／非木材\*林産物一次産業事業許可保持者が、その五及びその六で述べた規定に違反した場合、法令の規定に沿った制裁が与えられる。

その八：本決定は決定日より、法令の規定に沿って企業が稼働する限り有効とする。但し、林業大臣／州知事／県知事／市長\*に取り消された場合を除く。

（日付）

（場所）にて決定

林業大臣／州知事／県知事／市長\*

（.....）



本決定の写しを次の者に配布する：

1. 経済担当調整大臣；
2. 林業大臣\*
3. 労働・移住大臣；
4. 商業大臣；
5. 工業大臣；
6. 環境大臣；
7. 投資調整庁長官；
8. (州名) 州知事\*；
9. (県／市名) 県知事／市長\*
10. 林業省官房長；
11. 林業省監察官；
12. 林業指導総局長；
13. 林業計画総局長；
14. 流域及び社会森林管理指導総局；
15. 森林保護及び自然保護総局；
16. (地区名) 地区林業開発管理センター長；
17. (州名) 州局長；
18. (県／市名) 県／市局長；
19. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長；
20. 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*の取締役。

林業大臣／州知事／県知事／市長決定の付録

第 ……  
 日付 ……  
 内容：(州名) 州 (県名) 県における (名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材／非木材林産物  
 一次産業事業許可の拡大許可の供与

I. 責任者、生産、主要生産設備、合計投資額、労働者数

1. 責任者：

- a. 取締役 ……
- b. コミサリス ……
- c. 住所 ……
- d. 工場の場所：(州名) 州 (県名) 県 (郡名) 郡 (村名) 村
- e. 納税者番号 ……
- f. 株主 …… (内容) に関する (場所) の公証人の立会いの元、作成した (日付) 付  
 け証書第 (番号) 号に基づく)

2. 生産：

a. 拡大前

製品種類	生産許可能力 (m <sup>3</sup> /…)	設置能力能力 (m <sup>3</sup> /…)	備考
…	…	…	…

b. 拡大後

製品種類	生産許可能力 (m <sup>3</sup> /…)	設置能力能力 (m <sup>3</sup> /…)	備考
…	…	…	…

3. 主要生産設備一覧表：

a. 拡大前：

No.	機械種類*	タイプ／メーカー／国名／ 年	能力 (m <sup>3</sup> /…)	数量 (台)
A.	製材産業			
	1. …	…/…/…	…	…
	2. …	…/…/…	…	…
	3. …	…/…/…	…	…
	4. …	…/…/…	…	…
B.	合板産業			
	1. …	…/…/…	…	…
	2. …	…/…/…	…	…
	3. …	…/…/…	…	…
	4. …	…/…/…	…	…
C.	木質バイオマス型 バイオエネルギー産業			
	1. …	…/…/…	…	…
	2. …	…/…/…	…	…
D.	木材型半製品及び製品産業			
	1. …	…/…/…	…	…

b. 拡大後：

No.	機械種類*	タイプ／メーカー／国名／ 年	能力 (m <sup>3</sup> /…)	数量 (台)
A.	製材産業			
	1. …	…/…/…	…	…
	2. …	…/…/…	…	…
	3. …	…/…/…	…	…
	4. …	…/…/…	…	…
B.	合板産業			
	1. …	…/…/…	…	…
	2. …	…/…/…	…	…
	3. …	…/…/…	…	…
	4. …	…/…/…	…	…
C.	木質バイオマス型 バイオエネルギー産業			
	1. …	…/…/…	…	…
	2. …	…/…/…	…	…
D.	木材型半製品及び製品産業			
	1. …	…/…/…	…	…



- 4. 合計投資額 : .....ルピア(..... ルピアと呼ぶ)
- 5. 投資の形態
  - a. 拡大前 : .....
  - b. 拡大後 : .....
- 6. 労働者数 : .....人で、次から構成する：
  - a. 拡大前：
    - 男性 : .....人
    - 女性 : .....人
  - b. 拡大前：
    - 男性 : .....人
    - 女性 : .....人

**II. 倉庫及び支援設備**

本木材一次産業拡大及び業種追加許可は、産業事業活動に必要な設備、原料、補助材料、完成品を保管する場所に使用する産業地（工場）内にある倉庫又は保管場所及び産業活動の設備及び支援機械にも有効とする。

**III. 廃棄物の管理**

（日付）付け文書第（番号）号によって（名前）より推薦／承認された環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム改訂文書に基づく廃棄物管理。

林業大臣／州知事／県知事／市長\*

(.....)

\* 不適切なものを線で消す

本写しは、原本と同内容である。  
 法務・組織部長  
 署名  
 クリスナ・リヤ

インドネシア共和国  
 林業大臣  
 署名  
 ズルキフリ・ハサン

付録 V

木材一次産業事業許可  
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

木材一次産業事業許可における会社名及び／又は責任者変更承認フォームの見本

第 …… (場所)、(日付)  
添付 ……  
内容 : 木材一次産業事業許可における会社名及び／又は責任者変更の承認

株式会社／有限会社／協同組合／個人\*社長 殿

産業事業許可における会社名及び／又は責任者変更申請に関する (日付) 付け文章第 (番号) 号に関連し、次を連絡する；

1. 次を懸念し
  - 1.1. (名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材一次産業事業許可の供与／拡大に関する大臣／州知事／県知事／市長\*決定
  - 1.2. ….
2. 上記第 1 号に基づき、次のように、変更を承認する。

No.	内容	変更前	変更後
1)	木材一次産業事業許可保持者名		
2)	責任者	社長： コミサリス長：	社長： コミサリス長：
3)	投資家		
4)	納税者番号		
5)	本社の住所		
6)	木材一次産業事業許可の場所		

本文書を、本来の目的に使用すること。

林業大臣／州知事／県知事／市長\*

(.....)

写しの配布先：

1. 林業大臣\*
2. 工業大臣；
3. 投資調整庁長官；
4. (州名) 州知事\*；
5. (県／市名) 県知事／市長\*
6. 林業省官房長；
7. 林業省監察官；
8. 林業指導総局長；
9. 林業計画総局長；
10. (州名) 州局長；
11. (県／市名) 県／市局長；
12. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長。

\*不適切なものを線で消す

本写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

署名

クリスナ・リヤ

ズルキフリ・ハサン



付録 VI

木材一次産業事業許可  
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

投資額に関する説明書フォームの見本

**説明書**

以下の者は、

- 1. 申請者名／会社名 : .....
- 2. 申請者／会社の住所 : .....
- 3. 工場の場所 : .....
- 4. 生産種類及び生産能力 : .....

これにて、弊社の投資額は次の通りである：

No.	資産	投資額 (ルピア)	備考
1	土地	ルピア	
2	建物	ルピア	
3	設備	ルピア	
4	自動車	ルピア	
5	その他	ルピア	
6	.....	ルピア	
		ルピア	

本説明書は、事実に基づいて作成した。将来に過ちが発生した場合、それを修正する。

(場所)、(日付)  
申請者の名前及び署名 印  
紙 6,000.00 ルピア

(取締役)

本写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

署名

クリスナ・リヤ

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

付録 VII

木材一次産業事業許可に関する

インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

設備交換／追加承認フォームの見本

第 …… (場所)、(日付)  
添付 ……  
: (名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材一次産業事業許可における主要設備の交換／追加\*申請に対する承認

株式会社／有限会社／協同組合／個人の社長 殿

御社の申請書第(番号)号日付交換申請に関する主要設備の交換／追加について、次を連絡する:

1. 次を懸念し
  - 1.1. (名前) 株式会社／有限会社／協同組合／個人\*に対する木材一次産業事業許可の供与／拡大に関する大臣／州知事／県知事／市長\*決定
  - 1.2. ……
2. 上記1号に基づき、次の規定で、主要設備の交換／追加\*の承認を連絡する。

変更される主要設備一覧表:

No.	機械種類	メーカー／ タイプ	生産国	年	台数	能力／台	備考
1	.....	.... / ....	.....	.....	.....	.....	
2	.....	.... / ....	.....	.....	.....	.....	

交換主要生産設備一覧表:

No.	機械種類	メーカー／ タイプ	生産国	年	台数	能力／台	備考
1	.....	.... / ....	.....	.....	.....	.....	
2	.....	.... / ....	.....	.....	.....	.....	

本文書を、本来の目的に使用すること。

局長／(州／県／市)局長\*

(.....)

写しの配布先:

1. 投資調整庁長官;
2. (州名) 州知事;
3. (県名) 県知事;
4. 林業省官房長;
5. 林業省監察官;
6. 林業指導総局長;
7. (州名)\*州局長;
8. (県／市名)\*県／市局長;
9. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長。

\*不適切なものを線で消す

本写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

署名

クリスナ・リヤ

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

付録 VIII

木材一次産業事業許可に関する  
インドネシア共和国林業大臣規程  
第 P. 55/Menhut-II/2014

工場及び生産設備工事進捗報告書フォーム

第 :  
添付 :  
内容 : 工場及び生産設備工事進捗報告書

局長／州林業局長／県／市林業局長\* 殿

A. 一般情報

会社名	:	
納税者番号	:	
会社の住所	:	
工場の場所	:	
木材一次産業事業許可 番号及び日付	:	

B. 業種及び年間能力 : .....

C. 工事实施段階

1. 工場建設の実施	:	
2. 機械／設備調達実績		
a. 輸入	: .....	%
b. 国内	: .....	%
3. 設備設置実績	: .....	%
4. 投資実績	:          ルピア          (..... %)	
5. その他	: .....	%

D. 直面している課題

--

写しの配布先 :

1. 林業大臣 ;
2. (州名) 州知事 ;
3. (県名・市名) 県知事／市長 ;
4. 林業生産指導総局長 ;
5. 林産物加工及び販売指導局長\* ;
6. (州名) 州局長\* ;
7. (県／市名) 県／市局長\* ;
8. (森林名) 生産森林活用モニタリングセンター長。

\*) 不適切なものを線で消す

(場所)、(日付)

報告者  
役職 :  
署名  
( ..... 氏名 ..... )

本写しは、原本と同内容である。  
法務・組織部長

署名

クリスナ・リヤ

インドネシア共和国  
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン